

被害回復は困難！ SNS上で著名人を名乗る 投資話の勧誘に注意

問い合わせ

◆市消費生活センター（産業振興課内）
☎573236

【相談日】

火・金曜日（祝日・年末年始を除く）
9時から12時・13時から16時

◆消費者ホットライン
☎188（泣き寝入りイヤヤ）

なりすましに
注意！



正義の味方
引っかからないカモくん

う詐欺的な手口です。

【事例】

近年、全国の消費生活センターなどにはFX取引（外国為替証拠金取引）に関する相談が寄せられており、特にシニア層を中心に増加傾向がみられます。

寄せられた相談を見ると、SNSやインターネット上の広告、SNSで知り合った人からの紹介をきっかけにSNSの投資グループに誘われ、そこでFX取引を持ちかけられるという新たなパターンが目立つようになっていきます。

消費者は投資グループ内で指示通りに、指定された個人名義の口座に次々とお金を振り込みますが、最後はお金を一切引き出せなくなるという

投資を考えていたら、有名経済評論家主催の投資相談のSNS広告が表示された。100万円が1億円になったとの体験談に惹かれメッセージアプリに登録すると、評論家のアシスタントを名乗る人から投資話が届いた。有名な評論家なら信用できると思い100万円を振り込むと、利益を増やすため100万円を追加するよう言われ、別口座へ振り込んだ。その後も次々と勧められ総額1500万円を振り込んだ。運用状況を確認すると6千万円の利益が出

くじ助成金で整備



一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金（宝くじ助成金）を活用して、次の団体に備品を整備しました。これは同センターが社会貢献広報業務として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているものです。

【白石1丁目自治会】

- エアコン 1台 ○マッサージチェア 1台
- 掃除機 1台 ○会議用テーブル 10台
- いす 20脚

問い合わせ 自治振興課 ☎59-2142

【市消防団】

- 消防用ホース 40本
 - 火災現場や訓練の際に使用し、市民の安心と安全を守るための資器材
- 問い合わせ 消防総務課 ☎53-7708



個人名義の振込先は詐欺

投資資金の振込先に個人名義の講座を指定された場合は詐欺です。絶対に振り込まないでください。相手と連絡が取れなくなるなど被害回復は困難です。安易に資金を振り込むことはやめましょう。

振り込む前に相談を

不安に思ったら、振り込む前に住まいの自治体の消費生活センターなどに相談してください。（消費者ホットライン188）

（国民生活センター発行報道発表資料令和6年1月24日と、見守り新鮮情報No.485号より）

おおたけ。ごみ事情 No.78

ごみ出しが困難な方は、「ふれあい戸別収集」の利用を

問い合わせ

環境整備課リサイクルセンター ☎52-5101

対象

世帯員が、次の①～⑤の方のみで構成されている世帯です。

- ①介護保険の要介護認定が3以上
- ②身体障害者手帳の1級または2級を所持している
- ③療育手帳のAまたはAを所持している
- ④精神障害者保健福祉手帳の1級を所持している
- ⑤その他、特別な事情があるため、戸別収集が必要

利用料金 無料

収集回数 週2回まで

収集方法 市シルバー人材センターの会員が自宅に伺い、ごみを収集しリサイクルセンターに持ち込みます。収集までの準備 収集員と決めた時間までに、ごみの区分ごとに分別し指定ごみ袋に封入。自宅敷地内の指定場所に出しておく必要があります。申し込み 環境整備課、リサイクルセンター、地域包括支援センター（サントピア大竹）、市認知症対応・玖波地区地域包括支援センター（メープルヒル病院内）、居宅介護事業所などにある申請書で申し込んでください。利用の決定 申請書を受理後、自宅への訪問調査を行い、利用の可否について決定し通知します。

詳しくは、「大竹市ごみ収集カレンダー」の25ページをご覧ください。（市ホームページにも掲載しています）

2025年

農林業センサスにご協力ください

1月中旬から
調査員が訪問します

問い合わせ

企画財政課
☎592124

令和7年2月1日現在で、全国一斉に「農林業の国勢調査」といわれる「2025年農林業センサス」が実施されます。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。

1月中旬から調査員が農林業を営んでいる方を訪問して、調査票に農

林業の経営状況などの記入をお願いします。皆さんのご協力をお願いします。



農林業センサス
マスコットキャラクター
つつちー



毎月第1土曜日は「ひろしま環境の日」です。
「ひろしま環境の日」一斉行動

1月のテーマ

やってみよう
エコな買い物！
～使い切れないものは買わず、必要な分だけ購入～



家庭で、職場で、できることから始めましょう。
環境整備課 ☎59-2154

水道管が凍結・破裂したら

——氷点下になると——用心——

問い合わせ
上下水道局 工務課 ☎59-2192



詳しくは
市ホームページ
をご覧ください。

冬場、気温が氷点下になると水道管が凍結し、破裂する事故の起きる可能性が高まります。

長期間留守にするお宅や空き家は特に注意が必要です。

凍結の目安となる気温

○マイナス4℃以下（風当たりの強いところではマイナス1℃程度）
凍結や破裂事故が多い場所

○水道管がむき出しになっているところ

○屋外にある蛇口や給湯器

○北向きの日陰にある水道管やメーター

○風当たりの強い場所にある水道管やメーター

凍結の防止方法

○保温材の取り付け（市指定給水装置工事業者でも有料で行っています）

○少量の水を出しておく

○メーターボックス内に保温発泡スチロールや布などの保温効果のあるものを入れておく（検針に支障がないよう、メーター部分は隠さないでください）

水道管の水を抜く（ただし、再度元栓を開ける時は、空気の噴出に気を付けてください）

凍結して水が出ない

○凍結した部分にタオルなどの布をかぶせてぬるま湯をゆつくりとかけて凍結部分を溶かす（絶対に熱湯をかけないでください）

破裂したら

○元栓（止水栓）を閉めて水を止め、市指定給水装置工事業者に修理を依頼（有料）

事前の点検を

○元栓（止水栓）の位置の確認（メーターボックス内またはその付近にあります）

○元栓（止水栓）で水が止まるか確認（水が止まらない場合は市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください）（有料）

国民年金加入は20歳から



問い合わせ
広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎59-2141

国民年金とは、国が運営する公的年金制度です。日本国内に住民票がある20歳以上60歳未満の全ての方へ、加入と保険料の納付が義務付けられています。

国民年金への加入

20歳になった方は、その職業などに応じた種別（別表）で、自動的に国民年金に加入します。

こんなときには手続きを

就職や退職などで種別が変わる場



「二十歳のつどい」令和6年1月8日 アゼリアホール

合、それぞれの窓口で手続きが必要です。

保険料の納付方法

第1号被保険者は、各自で保険料を納付する必要があります。

納付方法は、納付書、口座振替、クレジットカード、Pay-easyのほか、スマートフォンからキャッシュレス決済アプリから選択できます。

【対象決済アプリ】（50音順）

- ・AEONPay・auPAY・PayPay
- ・PayB・PayPay・LINE Pay
- ・楽天ペイ

種 別	対象者	種別変更の具体例	窓 口	納付方法
第1号被保険者	学生、自営業、農林漁業者、アルバイト、フリーター、無職等	・左の状態では20歳を迎えた。 ・退職した。 ・配偶者の扶養から外れることとなった。	市役所 または 年金事務所	各自が納付 (納付書、口座振替、対応するキャッシュレス決済アプリ等)
第2号被保険者	会社員、公務員等	・新たに会社や官公庁に就職した。	自身の勤務先	給与から天引き
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	・第2号被保険者である配偶者の扶養に入った。	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先が負担

保険料を納付できないとき

保険料の納付が困難な場合は、納付の猶予・免除を申請できます。この申請を行っていない、または申請が却下された状態のまま保険料が未納となっていると、将来の年金受給額が少なくなるほか、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられなくなる場合があります。

公共下水道事業計画の変更案の縦覧

問い合わせ
工務課 ☎59-2194

市公共下水道事業計画を変更する案を作成しましたので、下水道法の規定により縦覧を行います。事業計画の案に対して意見がある方は、縦覧期間満了の日までに、市に意見書を提出することができます。

と き

1月6日(月)～20日(月)（土曜日、日曜日、祝日を除く）

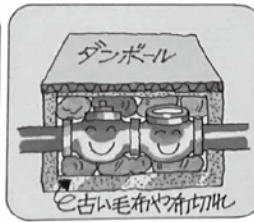
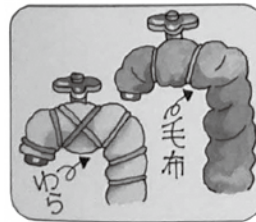
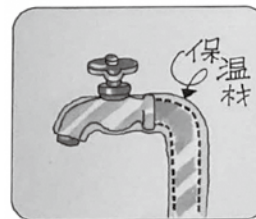
8時30分～17時15分

ところ 上下水道局

事業計画変更案の概要

下水道事業の運営および維持管理を効率的に行うため、事業期間を令和11年度まで延伸することに伴い、計画内容を変更するものです。

寒さから
水道管を
守りましょう。



※指定給水装置工事業者は、ホームページや暮らしの便利帳に掲載しています。

政治家の寄付は禁止、
有権者が求めることも禁止
贈らない
求めない
受け取らない

問い合わせ
選挙管理委員会事務局
☎59-2188

政治家（候補者、立候補予定者、現に公職にある者）と私たち有権者とのつながりはとても大切です。しかし、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつまでたっても明るい選挙、お金のからない選挙に近づくことはできません。

三 ない運動

- 政治家は有権者に寄付を贈らない
- 有権者は政治家に寄付を求めない
- 政治家から有権者への寄付は受け取らない

政治家からの寄付の禁止

選挙の有無にかかわらず、政治家が選挙区内の人に寄付を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場合を除いて一切禁止されています。有権者が求めてもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄付になるので、注意してください。

禁止されている寄付（例）

- ×病氣見舞い
- ×祭りへの寄付や差し入れ
- ×地域の運動会・スポーツ大会への飲食物の差し入れ
- ×結婚祝・香典
- （政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります）
- ×葬儀の花輪、供花
- ×入学祝い・卒業祝い
- ×お歳暮・お中元

